

○議事日程（令和7年3月19日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会の報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第5 議案第2号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 養老町スマイル町民パターゴルフ場設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

- 日程第20 議案第17号 養老町障害者福祉年金条例を廃止する条例について
- 日程第21 議案第18号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第19号 町道路線の変更について
- 日程第23 議案第21号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第22号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第23号 令和6年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第24号 令和6年度養老町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第25号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第26号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第27号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第28号 令和7年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第31 議案第29号 令和7年度養老町一般会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和7年度養老町簡易水道特別会計予算
- 日程第34 議案第32号 令和7年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
- 日程第35 議案第33号 令和7年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 日程第36 議案第34号 令和7年度養老町上水道事業会計予算
- 日程第37 議案第35号 令和7年度養老町下水道事業会計予算
- 日程第38 議案第36号 令和7年度養老町介護保険事業特別会計予算
- 日程第39 議案第37号 令和7年度養老町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第40 議案第38号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第39号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	7番	吉田太郎
8番	早崎百合子	9番	野村永一
10番	松永民夫	11番	水谷久美子

○欠席議員

6番 岩永義仁

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	無藤宜宏
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中修
産業建設部 産業観光課長	佐竹達也	産業建設部 建設課長	吉村和人
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前眞理
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	大倉巧
消防課長	玉井洋祐		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	高橋正人	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和7年第1回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も一緒をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

6番 岩永義仁君より病気療養のため欠席の通告がありました。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。この中継は、役場1階ロビーのモニターにて放送いたします。

ただいまから令和7年第1回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、9番 野村永一君、10番 松永民夫君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告を行います。

3月18日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 吉田太郎君。

○議会運営委員長(吉田太郎君) 議会運営委員会報告、去る3月18日午前9時より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会しました。

協議事項は、第1回養老町議会定例会最終日の日程等についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程されました議案の審議が終了した後に、日程第41、議案第39号 令和7年度養老町一般会計補正予算(第1号)を議案として上程することと決定しました。

次に、審議方法につきましては、議事日程の日程第41、議案第39号 令和7年度養老町一般会計補正予算(第1号)は、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行うこと、以上のとおり決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(北倉義博君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第4、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第22、議案第19号 町道路線の変更についての19議案を一括議題として上程いたします。

この19議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る3月5日、各委員及び執行部出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定1件、条例の一部改正12件、条例の廃止2件、合計15件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について及び議案第2号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第3号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 看護休暇取得の子の年齢範囲は、総務省の通達に基づき改正されるのかの問いに対して、町規則での委任規定となるので条例の改正はされないとの回答でした。

新たに規定される介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにする措置の具体的な内容はの問いに対して、面談、書面、メール等により情報提供し、請求控えにならないように配慮する。また、40歳に到達する年度には制度利用に関する研修を実施する予定。所属長と総務課職員係が連携を取って相談しやすい環境を整えるとの回答でした。

介護休暇の対象親族は、同居に限らず対象となるのかの問いに対して、同居に限らず、町外・県外でも対象となるとの回答でした。

次に、議案第4号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第5号 養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 旅費区分の町長等に議員は含まれるのかの問いに対して、含まれるとの回答でした。

2. 昨今、宿泊費が高騰している点は改正に加味されないのかの問いに対して、今回の条例改正では、宿泊費等の基準額は改正されない。令和7年度に旅費に関する条例の大幅な改正を予定しており、趣旨として旅費の実費支給を主体とする改正が含まれているので、当町においても県の動向に合わせて今後措置していくとの回答でした。

次に、議案第6号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 派遣により単身赴任している職員は何名か。また、どのような目的で実施しているのかの問いに対して、現在1名の職員が国の経済産業省へ出向している。本人のスキルアップや人脈づくりに加え、国の仕事の仕方や他の自治体の国への要望方法などの見えない部分を学んでいただきたいと考えている。これからも機会があれば定期的に派遣をしていきたいとの回答でした。

次に、議案第7号 養老町税条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第8号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 小規模保育所の定員が満たされていない場合の対応はの問いに対して、引き続き入園募集を行いながら、窓口への入園相談があった場合に園の紹介をするなどの対応を行うとの回答でした。

今回の改正で保育内容支援連携協力者が拡充されるが、具体的な内容はの問いに対して、これまで認定こども園や幼稚園、保育所が保育内容支援連携協力者と規定されていたが、加えて小規模保育事業A型などが新たに追加されたものとの回答でした。

次に、議案第9号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第10号 養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の改正に伴い、職員負担が増とまらないかの問いに対して、人員確保が困難になっている現状を踏まえ、より柔軟な職員配置を可能とする改正であるので、負担は軽減されるのではないかと考えているとの回答でした。

次に、議案第11号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、栄養士と管理栄養士と比べた場合の給与基準はの問いに対して、採用している民間施設それぞれの判断によるものとの回答でした。

次に、議案第14号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につい

てに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第15号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、退職報償金の支給区分に新たに35年以上を加えるものだが、それ以上の区分を設定する議論はなかったのかの問いに対して、新たな団員確保だけではなく、在籍団員の処遇改善を目的として、シニア層の活躍も重要であるので35年以上の区分を新たに設けたもの。今後、高齢団員が増えてくるとさらなる改正につながっていくと考えているとの回答でした。

次に、議案第16号 養老町スマイル町民パターゴルフ場設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてに関しましては、当時の整備に当たっては、町民からの寄附を原資に整備されたと認識しているが、廃止に当たり当初の経緯についてはどう考えているのかの問いに対して、寄附金によって土地造成などを行ったことや、登記簿上は売買となっていることなど、当時の経緯を十分確認した。その上で、今後、土地を有効利用させていただけるよう、地元や町スポーツ推進審議会などで協議し、パブコメも行い、御理解をいただきたい。工業団地が近くにあるので、企業に利活用していただければと考えているとの回答でした。

これまでの利用者数はの問いに対して、平成11年から平成27年までの間で計66件との回答でした。

次に、議案第17号 養老町障害者福祉年金条例を廃止する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付託されました条例の制定1件、条例の一部改正12件、条例の廃止2件、計15件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑は終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 西脇康君。

○産業建設委員長（西脇 康君） 産業建設委員会報告をさせていただきます。

去る3月5日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正2件、指定管理者の指定1件、町道路線の変更1件、合計4件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第12号 養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特定公園施設とは何を指すかの問いに対して、法律に園路、広場、休憩所など12施設が規定されており、町有では中央公園が対象となるとの回答でした。

次に、議案第13号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、12月議会においても改正されているが、今回の改正理由はの問いに対して、法改正により12月議会で改正した規定の引用条項にずれが生じたため、今回改正するものとの回答でした。

次に、議案第18号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてに関しましては、利用者が少ないという課題解決に向けた具体的な取組内容はの問いに対して、デジタルツールの無料セミナーを開催することによる町民のデジタル化サポートや定期的なマルシェ開催による地域交流の促進、町外の企業とのマッチングイベントを開催することによる新たなビジネスの創出や、近隣の同類施設、商工会と連携した相談会などを通じた企業誘致の推進、企業向け無料セミナーを開催することによる町内企業のデジタル化の推進、養老公園の自然豊かな地域資源を活用したイベントや起業セミナーを開催するなどYOROfficeをベースキャンプ地としての活用促進、近隣民泊施設との連携による利用促進との回答でした。

新たに取り組む内容はの問いに対して、これまで利用者が伸びてきた事業をさらにブラッシュアップして実施していくことを主として、その中で新たな取組を実施していきたいとの回答でした。

年間利用人数、収支及び委託料はの問いに対して、令和7年1月末現在で利用者数は1,460人、利用料収入は約150万円、年間委託料は900万円との回答でした。

収支が赤字になった場合の補填の考えはの問いに対して、基本的に委託料は当初の計画どおりに進めるが、災害などにより相当な物価高騰など不測の事態が発生した場合、変更できる条項を盛り込んでいるとの回答でした。

次に、議案第19号 町道路線の変更についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付託されました条例の一部改正2件、指定管理者の指定1件、町道路線の変更1件、計4件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により

原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第4、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を

改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号 養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号 養老町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第10号 養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第11号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第12号 養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第13号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第14号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第15号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第16号 養老町スマイル町民パターゴルフ場設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第17号 養老町障害者福祉年金条例を廃止する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第18号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第19号 町道路線の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第23、議案第21号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第8号）から日程第40、議案第38号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計18議案を一括議題として上程いたします。

この18議案は、予算特別委員会に審査を付託してありましたので、予算特別委員会委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月10日、11日、12日の3日間にわたり、予算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました令和6年度一般会計及び各特別会計等補正予算7件及び令和7年度一般会計及び各特別会計等予算10件、特別会計への繰入れ1件について審査いたしましたので、結果を報告いたします。

委員会では、部署ごとに課長・係長等へ質疑を行っていき、最後に町長をはじめ特別職などへの質疑と各委員での討論、採決、報告協議を行いましたので、主立った審査内容について報告をいたします。

まず最初に、議案第21号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第8号）の主な論点は次のとおりであります。

1. 養老鉄道活性化事業について、令和6年度における養老鉄道への負担金の総額はの問いに対しては、今回の補正分を含めて予算額で2億2,375万2,000円という回答でありました。

2. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正理由はの問いに対しては、所得額確定により定額減税及び給付が不足していた方への追加給付を実施するためという回答でありました。

次に、議案第22号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の主な論点は次のとおりであります。

1. 国民健康保険基金利子の利率はの問いに対して、0.15%で補正計上しているという回答でありました。

次に、議案第23号 令和6年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）、議案第24号 令和6年度養老町下水道事業会計補正予算（第2号）の2議案につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第25号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な論点は次のとおりであります。

1. 施設介護サービス給付費及び居宅介護サービス給付費が補正増となった要因はの問いに対しては、全体的に利用者が増加したためという回答でありました。

次に、議案第26号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第27号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な論点は次のとおりであります。

1. 後期高齢者医療広域連合への納付金について、今回の補正額を含めた令和6年度の総額はの問いに対しては、4億7,720万5,000円という回答でありました。

次に、議案第28号 令和7年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてにつきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第29号 令和7年度養老町一般会計予算の主な論点は次のとおりであります。

総務費関係としては、1. 国や市町村の障害者雇用率の基準は。また、令和7年度の職員採用により、当町の障害者雇用率は何%になるかの問いに対しては、障害者法定雇用率は令和6年度から令和7年度は2.8%で、令和8年度からは3%となる。当町の障害者雇用率は3%を超えているという回答でありました。

2. 訴訟関係事務の具体的な内容はの問いに対しては、弁護士に委託し、裁判所に申し立て、元嘱託職員の財産状況などを調査するという回答でありました。

3. 企業版ふるさと納税について、寄附企業が希望する事業の実施により寄附が取り消される事例が相次いでいるが、チェックリストなどの整備はできているかの問いに対しては、事業費の範囲内で寄附を受け入れており、事業費を超える寄附を受け入れていない。寄附が取り消されるような事例は発生していないという回答でありました。

4. 土屋禮一氏の絵画「紅葉譜」購入事業について、購入後の絵画の設置場所はの問いに対しては、役場の公室を予定しているという回答でありました。

5. 養老鉄道活性化事業について、今年度は老朽化に伴う施設修繕、消耗品の枕木や電柱の更新と伺っていたが、新年度での事業内容はの問いに対しては、路線全体を通し

てまだまだ老朽化が進んでいるため、新年度も同様の改修を進めていくと同時に、駅のLED化など利用者の利便性向上につながるよう実施していくという回答でありました。

6. 基金などの定期預金及び普通預金の令和7年度における利息の設定率はの問いに対しては、金融機関の直近の金利等を参考に、今後の上昇を見込んで自動継続の定期預金は0.3%、新規積立ての定期預金は0.375%、普通預金は0.15%で予算計上したという回答でありました。

7. 社会保障税番号制度について、戸籍に記載する振り仮名通知の具体的な内容はの問いに対しては、戸籍に記載する振り仮名を圧着はがきで郵送にて通知し、確認いただいた上、誤りがあった場合に申し出ていただくもの。国から掲示された5月26日以降に準備が整い次第発送する。1万4,000件で予算計上しているという回答でありました。

民生費関係としては、1. 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について、開催規模と町としてのおもてなし内容は。また、宿泊施設をどのように考えているかの問いに対しては、全国から72チームが参加し、選手や関係者を含め500人規模の大会となる。おもてなしとして、プレ大会で実施した町特産品の販売に加え、大垣養老高校で生産された物品の販売など検討している。宿泊施設は、町内の数が限られているため町外施設も必要になるが、宿泊施設や送迎バスについては県がまとめて手配する予定という回答でありました。なお、養老町のPRになるいい機会になるので奮闘してほしいという要望がありました。

2. 伴走型相談支援の制度化に伴う妊婦等包括支援事業型の事業内容はの問いに対しては、妊婦、産婦全てが対象となり、妊娠日から妊産婦等に寄り添いながら出産・育児の見通しを立てるための保健師の面談や継続的な情報発信などを行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施していくという回答でありました。

3. 産後ケア事業の事業内容はの問いに対しては、令和4年度から実施してきた助産師が自宅へ赴く訪問型に加えて、新年度からは、産後の支援を必要とする全ての母子が利用できるよう産院等で実施する宿泊型と通所型を実施するという回答でありました。

4. 児童手当の拡充に伴う対象者の増加数と年齢別の支給額はの問いに対しては、法改正により、1月当たりの対象児童は2,818人となり、730人増加した。月額支給額は、3歳未満が、第1・2子が1万5,000円、第3子以降が3万円、3歳以上から高校生までが、第1・2子が1万円、第3子以降が3万円という回答でありました。

衛生費関係としては、1. 新年度の新型コロナワクチン接種の勧奨は、今年度ワクチン接種した方を対象に行うのかの問いに対しては、65歳以上の方に対して接種の勧奨を行うという回答でありました。

農林水産業費関係としては、現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員は何名かの問いに対しては、農業委員19名、推進委員26名という回答でありました。

2. 大洞林道舗装工事の施工延長は。また、大洞林道の総延長及び今回の工事区間は

全体の何%になるかの問いに対しては、延長150メートル、面積600平米を舗装工事する総延長2,749メートルのうち、舗装済みが1,851メートルであり、今回の工事区間は全体の5.5%という回答でありました。

商工費関係としては、1. 温泉施設におけるD X推進補助金の事業内容はの問いに対しては、温泉がある宿泊施設においてキャッシュレス決済を行うと入湯税に係る部分まで手数料がかかるため、その部分を補助するものという回答でありました。

2. ネクスト100プロジェクト事業について、新年度の実施計画はの問いに対しては、実行委員会において内容を協議し決定されるが、軽トラSDGsマルシェは前年度の反省を踏まえ、駐車場を確保しやすい役場前駐車場を中心に実施することを考えている。まるごと肉まつりは、前回と同様に養老公園内駐車場で実施することを考えているという回答でありました。

3. 企業誘致推進事業費の予算根拠は。また、企業誘致の推進に向けてどのような協議がなされたかの問いに対しては、工場等設置奨励金及び専門知識や経験を有する会計年度任用職員の人件費を計上した。現在、2か所のインターチェンジ周辺において、土地開発に関連する基本調査を実施しており、その結果を踏まえ、地域住民との合意形成が進めば今後の事業化を検討していくという回答でありました。

4. 全国都市緑化ぎふフェア連携事業として開催するSDGsマルシェの開催内容はの問いに対しては、養老公園入口（元公安協）駐車場で軽トラSDGsマルシェのようなイベントを計画しているという回答でありました。なお、開催場所が狭いように感じるのもっと広い場所で開催し、子供も参加できるようなイベントにしてほしいという要望がありました。

土木費関係としては、1. （仮称）橋爪大橋の開通式の日程と内容はの問いに対しては、まだ工事の完成日は確定していないので開通式の日程は未定であるが、年度後半を予定している。開催内容は期成同盟会にて協議していくが、地域住民から多数の御協力をいただいた上での完成であると認識をしているので、それを考慮に入れながら検討をしていきたいという回答でありました。

2. 橋梁長寿命化計画事業における作造橋の修繕時期はの問いに対しては、出水期を除いた10月以降を予定している。工事に伴う迂回路についても検討するという回答でありました。

3. 自走式草刈り機購入補助金の内容はの問いに対しては、地区などで手押し用の草刈り機を購入した際の費用の一部を助成するもので、上限20万円、3件分60万円を予算計上しているという回答でありました。

4. 中央公園野球場のスコアボード改修に加え、照明設備の改修は実施するのかの問いに対しては……。

○議長（北倉義博君） 暫時休憩といたします。開会は追ってお知らせいたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

松永委員長は、体調不良のため退席されました。

引き続き、予算特別委員会の報告は早崎副委員長が報告します。

○予算特別副委員長（早崎百合子君） 失礼いたします。

引き続き、報告させていただきます。

4番、中央公園野球場のスコアボード改修に加えて、照明設備の改修は実施するののかの問いに対して、夜間照明6灯のうち2灯の改修工事を実施する。LED化については、今後順次計画的に整備していくという回答でありました。なお、子供が憧れるような野球場の整備をしてほしいとの要望がありました。

消消費関係としては、1. 令和7年度の消防職員総数及び上石津分署配属は何人かの問いに対して、総数63人で、うち上石津分署配属が13名、所長を除き4名を3交代で回すシフトを組んでいるという回答でありました。

2. 災害対策事業にて整備される避難所用パーティション及び防災マットの購入数と保管場所及び整備時期はの問いに対して、パーティション150張、防災マット1,734枚を整備し、購入時期は令和7年度の早い段階を考えている。保管場所として、防災マットは日常は生徒の座布団として使用するため各小学校へ配備し、パーティションは各小学校や公民館に配備する予定。2分の1補助である地方経済生活環境創生交付金を活用するという回答でありました。

教育費関係としては、1. ほほえみ教室に何人の指導員を配置していたかの問いに対して、高田中1名、東部中1名、養老小1名を配備している。養老小の指導員は週3日間配置し、残りの2日間は町のほほえみ指導員として配置しているが、現在通っている児童はいないという回答でありました。

2. 不登校について、なかなか相談に行けない保護者をフォローできるような環境整備が必要であると考え、見解はの問いに対しては、新年度は県の拠点校指導員が養老小学校へ配置され、何かあればほかの学校へ出向く形とする。また、なかなか登校できない子をオンラインでフォローする方法も検討していきたいとの回答でありました。なお、学校がつらくなった子がちょっと立ち寄る場所の確保など、いろいろな方法をさらに調査・研究し、養老町に合った形で取り組んでほしいとの要望がありました。

3. 各学校に設置してあるAEDについて、教員は操作方法の講習を受けているののかの問いに対しては、新しく教員になった方は4月に消防署で研修を受けており、各学校においては全教員が消防署において研修を受けているので、全教員が操作方法を理解しているという回答でありました。

4. 情報化推進事業で整備されているタブレット端末の機種と台数及び導入時期はの

問いに対しては、機種は iPad でタッチペンも購入する。購入台数は小学校1,045台、中学校712台、令和7年度中に購入し、設定等を行った上で令和8年4月から利用開始できるように進めていくという回答でありました。

5. 給食費の3割を公費負担にすることにより、保護者負担額は幾らになるのか。また、昨今の物価高騰の状況でどのように工夫しているかの問いに対しては、3割が公費負担になることにより、保護者負担額として、小学校月3,150円、年3万4,650円、中学校は月3,710円、年4万810円、献立表のとおりになるよう工夫しながら取り組んでいるという回答でありました。

日独交流事業の派遣人数と実施時期はの問いに対しては、団長1名と高校生以上の団員7名を派遣する。8月上旬に2週間程度を予定しており、参加者を公募するという回答でした。

7. 東部町民体育館の空調設備工事の時期と概要は。また、設置後の利用料をどう考えているかの問いに対しては、8月から2月ぐらいをめどに実施したいと考えている。個別空調機を18台程度設置し、1台ずつ個別管理して温度調整ができるようにする。体育館内の競技に支障が出ないように工夫して対応する。利用料については、空調設備後の実際の電気料などを確認した上で算出したいという回答でありました。

8. 東部町民体育館の空調設備工事の財源内容は。また、国や県の補助対象にはならなかったのかの問いに対しては、充当率100%である防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用し、その他財源として施設利用料を見込んでいる。当初は断熱材を確保した上で国の交付金を活用する予定であったが、調査の結果、それほど断熱材の確保には効果が現れないことが判明したため、断熱性確保工事を行わず、有利な起債メニューを活用して実施するという回答でありました。

9. 旧町民プール維持管理費の内訳はの問いに対しては、火災保険料、火災通報装置の電気料と通信費など、施設を維持するための経費として計上という回答でありました。

公債費関係としては、1. 予算編成における地方債の金利や償還方法の考えはの問いに対して、できる限り利率を抑えるため、公的機関から借入れを優先し、金利は安定的な財政運営のため固定金利を選択するようにしている。償還方法は、償還初期の支払いが比較的小さく、償還額が一定で見通しが立てやすい元利均等償還を優先的に選択しているという回答でありました。

2. 町債の低金利への借換えや繰上償還の検討は行われたのかの問いに対しては、借り入れた地方債のうち最も高い利率でも現在2%で、令和5年度に借り入れた地方債は1%前後の利率であり、大幅な高利率の借入れはない。繰上償還は貸手の損失に対する補償金が必要になることがあるので、慎重な判断が必要となるが、高利率の地方債を借り入れた場合には選択肢の一つとして検討していきたいという回答でした。

3. 金利上昇に伴い、町債の利払い費が増加する懸念はないかの問いに対して、地方

債の令和6年度現在高見込額は約94億であり、このうち約49億が利率見直しの地方債となっている。そのほとんどが臨時財政対策債であり、借入れから10年後に利率が見直されるため、金利上昇があっても一度に全ての地方債の利率見直しがあるわけではなく、急激に利子償還金が増える可能性は低いという回答でありました。

4. 中長期財政計画の見直しは検討しているかの問いに対しては、歳入歳出ともに増加傾向ではあるが、町税や地方交付税については大きな乖離はない状況であるので、現段階では財政が急速に悪化するような見通しは持っていない。ただ、物価高騰が継続する場合は財政の硬直化が進む懸念はあるので、社会情勢などを重視して持続可能な財政運営に努めていくという回答でありました。

次に、歳入に関しましては、1. 税制改正により軽自動車税の種別割はどう区分されたのかの問いに対して、二輪車のうち総排気量125cc以下で最高出力が4.0キロワット以下のものが第1種原動機付自転車に新たに追加されたと回答がありました。

次に、議案第30号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 保険給付費の伸び率をどのように算定したかの問いに対して、対前年比1.08%で算定したという回答でありました。

2. ジェネリックの普及率はこの問いに対しては、町内79.4%、県内平均81.5%という回答でありました。

3. 人間ドックを利用している世代の傾向はこの問いに対しては、60歳以上の方がほとんどであり、件数は約100件という回答でありました。

次に、議案第31号 令和7年度養老町簡易水道特別会計予算につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第32号 令和7年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 新年度予算において、機器更新や備品修繕は行わないと判断されているが、現場をきちんと確認した上での判断か。また、今後の補正対応はあり得るのかの問いに対しては、施設管理委託事業者とヒアリングを実施しながら、真に必要なものを予算計上している。しかしながら、突発的な故障やメンテナンスが必要になる可能性もあり、その際は緊急的に補正対応をすることもあり得ると考えているという回答でした。なお、この状況を鑑み、食肉基幹市場建設に向けて、できるだけ早く進めてほしいとの要望がありました。

次に、議案第33号 令和7年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 全体の進捗状況はこの問いに対しては、15人分22件の回収が終了していない。分納誓約できていない方への対応が課題となっているという回答でありました。

2. 特別会計から一般会計へ切り替える見通しはの問いに対しては、分納誓約の状況を踏まえた上で、他市町村の事例を参考にしていきたいという回答でありました。

次に、議案第34号 令和7年度養老町上水道事業会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 令和7年度における水道管布設替工事の総延長はの問いに対しては、南岩道地区などで総延長約1キロメートルの工事を予定しているという回答でありました。

水道管老朽化に伴う布設替年次計画はどのように計画されているのか。また、その公表も必要ではないかの問いに対しては、上水道事業の開始が昭和50年代であるため、管路の布設年度が古く、緊急性のあるものは早めに対応するなど、状況を鑑みながら順次計画して布設替えを実施している。また、管路の耐震化を進めるため、上下水道耐震化計画を策定し進めている。現在、上水道ビジョンは公表しているので、今後そういったものを含めて公表について検討していくという回答でありました。なお、上水道の布設替えに併せて道路の改修を実施するなど、庁舎内で連携して進めてほしいとの要望がありました。

次に、議案第35号 令和7年度養老町下水道事業会計予算につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第36号 令和7年度養老町介護保険事業特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 要支援の認定数が増加した要因はの問いに対しては、団塊世代の新規申請が増加し、比較的介護度が軽いため要支援の認定数が増加しているという回答でありました。

2. 新年度予算において、介護保険料徴収率はどれだけで算定したかの問いに対しては、普通徴収94.5%で算定したという回答でありました。

次に、議案第37号 令和7年度養老町介護サービス事業特別会計予算につきましては、特に質疑はありませんでした。

最後に、議案第38号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 後期高齢被保険者人数と各自己負担割合の人数はの問いに対しては、令和6年度は4,809人、令和7年度においては5,021人を見込んでいる。令和7年1月末現在の自己負担の割合は、1割負担が3,959人、2割負担が824人、3割負担が277人という回答でした。

2. 普通徴収が比較的多い理由はの問いに対しては、特別徴収が基本になるが、基礎年金から介護保険料を優先して天引きし、その残りの金額の2分の1が保険料より少なければ普通徴収となる。その場合は、口座振替の勧奨を行っているという回答でありました。

以上、審査に付託された令和6年度一般会計及び各特別会計等補正予算7件及び令和

7年度一般会計及び各特別会計等予算10件、特別会計の繰入れ1件についての議案については、このような質疑、討論を経て採決の結果、全て全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外議員がいないことから省略いたします。

これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第23、議案第21号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第22号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号 令和6年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第24号 令和6年度養老町下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第25号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第26号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第27号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第28号 令和7年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第29号 令和7年度養老町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第30号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第31号 令和7年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第32号 令和7年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第33号 令和7年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第34号 令和7年度養老町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第35号 令和7年度養老町下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第36号 令和7年度養老町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第37号 令和7年度養老町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第40、議案第38号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第41、議案第39号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、日程第41、議案第39号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第1号）を

議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 先ほど、令和7年度の新年度予算の議決をいただいたばかりではございますが、お手数をおかけします。御審議のほどよろしく願いいたします。

ただいま上程を賜りました議案第39号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,816万4,000円を追加し、予算総額を129億116万4,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、中央公民館の空調設備修繕工事及び町民会館の空調設備改修に伴う設計業務委託料と仮設空調機器等の借上料でございます。

初めに、歳出から御説明させていただきます。

議案の8ページ、9ページを御覧ください。

款10教育費、項4社会教育費、3目公民館費の公民館維持管理費では、中央公民館及び中ホールにおいて、2月に実施いたしました空調機器点検の際、空調機本体に不都合が発覚し、今後、空調の使用に支障を来すことから工事を実施するため、空調設備修繕工事費として242万円を増額いたしました。

次に、6目町民会館費の町民会館維持管理では、養老町町民会館施設の老朽化に伴い、昨今修繕工事をしながら使用してまいりましたが、2月中旬頃、空調設備が故障し、冷暖房機能が停止をいたしました。今後、設備の改修工事の実施に伴い詳細な調査の上、基本設計並びに実施設計業務を委託するため、養老町町民会館空調設備改修工事に伴う設計業務委託料として544万5,000円を増額いたしました。

設計業務が終了しましたら、本施設の改修工事を実施することから、工事期間中は本施設を休館とさせていただきたいと存じます。

ただし、設計業務期間中につきましては、本施設を利用することに支障ないことから、夏場の利用に当たりまして、仮設の空調機器等に対応するため、養老町民会館仮設空調機器等借上料といたしまして、1,029万9,000円を増額いたしております。

なお、本町民会館の工事の実施に伴い、町民会館につきましては、本年9月より休館とさせていただきたいと存じます。町民の皆様並びに関係団体の皆様には、様々な行事で使用していただいておりますので大変御迷惑をおかけいたしますけれども、御理解のほどをよろしく願いいたします。

次に、歳入について説明させていただきます。

お戻りいただき、6、7ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額1,816万4,000円を増額いたしました。

以上で、議案第39号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第1号）につきましての提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 2点で質問させていただきます。

まず最初に、新年度予算が議決したばかりですが、新年度予算の中にある委託料、主に保守点検の関係だと思いますが、9月より休館に伴って、この保守点検は新年度はどういうふうに行われるのか、いつまで行われるのかということについて伺います。

それから、9月より約1年間、工事に伴って休館するということですが、例えば成人式、あるいは出初め式、あるいは募集をする「親と子 愛の詩」など、いろいろ新年度の大本のイベントに関係すると思うんですけども、その点についてはこれからだと思いますが、主催者及び関係者と本当に十分話し合いながら進めていただきたいと思うんですが、まだそういう点までの議論はされていませんか。この2点でお尋ねします。

○議長（北倉義博君） 水谷委員、着座にてお願いします。以降。

○11番（水谷久美子君） 分かりました。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 委託料の関係につきましては、担当課のほうから御説明をさせていただきます。

2点目の使用の関係でございますけれども、令和6年度に7年度の町民会館の予定の利用、ある程度指針を決めまして、各団体のほうから使用の申込みの予定ということで調整をさせていただいております。それは町民会館が使えるという前提でございましたけれども、今、各団体、申込みがあった団体等には、何とか調整していただきたいということで使用できないという旨を伝えておりますので、その中で、例えば二十歳の集いでしたら中ホールを利用するとか、出初め式でしたら式典だけどこでやるかとか、そういった議論を想定しながら、休止をいつにしようというふうに決めさせていただいておりますので、詳しい行事につきましては、使えないという前提で改めて各団体のほうで御議論していただく形になりますけれども、町における事業につきましては、担当課のほうで今後詳細に詰めていく形になるかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） ただいまの水谷議員の委託料に関する御質問でございますが、こちら町民会館につきましては、おっしゃられるとおり舞台設営のもので

あったり、空調設備、清掃委託業務等ございますが、こちらにつきましては新年度予算のほうで、取りあえず1年間の業務委託料として予算計上させていただいておりますので、その分は4月当初でまず契約をさせていただきまして、あと工事の進捗状況にもよるんですが、今のところ9月から休館というふうに予定をしておりますので、休館になりましたら、この委託料につきましては、その分を減額させていただいて、契約変更という形で対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） ぜひとも「親と子 愛の詩」、これは全国募集して結構期間も長いと思うんですが、引き続きいろんな工夫をして令和7年度も実現していただきたいと思いますので、強く要望しておきます。

○議長（北倉義博君） 要望ですね。

○11番（水谷久美子君） はい。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 中央公民館の中ホールですけれども、空調を直すということで、これの休みとかそういうのではなく、継続しながら中ホール、空調設備をやるということによろしいですか。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） ただいまの吉田議員の御質問でございますが、町民会館の工事のほうをさせていただく前に、結局休館になりますと町民会館が使用できなくなりますので、その代替として中ホールのほうを万全な体制で使用できるようにということで、今ちょっと不調、不具合を起こしている分を工事させていただくということなんですが、これにつきましては、新年度になりましたら早急に工事を修繕という形でやらせていただきますので、大体工期も1か月ないし2か月で、少なくとも町民会館の空調のほうを使用するまでには、中ホールのほうの工事を終える形で進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） よろしいか。

○7番（吉田太郎君） はい。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 9番 野村永一君。

○9番（野村永一君） 先ほど町長の説明の中で、仮設のクーラーをつける1,029万9,000円の予算をつけてみえるんですけれども、これは場所と何台設置されるか、これはもう

確実に中央公民館のほうを利用できるかということをお聞きします。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） ただいまの野村議員の御質問でございますが、仮設の空調機というのは一応大型のスポットクーラーを想定しておりまして、町民会館の2階のほうにスポットクーラーを仮設で置かせていただきたいと思います。台数は、まだ確実ではないんですが、2台ないし3台、できれば4台ぐらいができるといいんですけども、その辺りをまたちょっと業者のほうとも相談をさせていただいて進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 9番 野村永一君。

○9番（野村永一君） 設計が544万、これは大体の工事費というのは、見積りは設計しからの話で、今おおよそそのお金はどれぐらい見てみえますか。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 野村議員の御質問でございますけれども、詳細設計の費用が出てからということで、工事費のほうはまだ全く分かっておりませんので、今の施設は古いですから、いろんな形も含めてということで御理解いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これをもちまして本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） お諮りします。

この第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会並びに予算特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会並びに予算特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これを持ちまして、令和7年第1回養老町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

（閉会時間 午前11時45分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月19日

議 長 北 倉 義 博

議 員 野 村 永 一

議 員 松 永 民 夫